

地方独立行政法人北海道総合研究機構 構造計算適合性判定業務約款

(総則)

第1条 建築主又は国、北海道（以下「道」という。）若しくは建築主事を置く市町村の長若しくはこれらの代理者（以下「甲」という。）及び地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「乙」という。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、これに基づく命令、告示、条例及びこれらに係る通知（技術的助言）を遵守し、この構造計算適合性判定業務約款（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第3条の7に規定する構造計算適合性判定申請書（以下「判定申請書」という。）又は同規則第8条の2第7項に規定する計画通知書（以下「計画通知書」という。）並びに構造計算適合性判定受付書を含む。以下同じ。）及び「地方独立行政法人北海道立総合研究機構構造計算適合性判定業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

2 甲は、次の各号に掲げる図書等を乙に提出するものとする。

(1) 判定申請書又は計画通知書並びにこれらに添付する図書及び書類（以下「判定申請図書等」という。）

(2) その他乙が必要と認めて甲に対して提出を求めた書類

3 この契約は、前項の図書等の提出後、乙が甲に構造計算適合性判定受付書を交付した日をもって、締結がなされたものとする。ただし、乙が判定申請書第一面又は計画通知書第一面に受付印を押印し、その写しを甲に交付した場合は、その写しをもって構造計算適合性判定受付書に代えることができるものとし、この場合のこの契約の締結日は、乙が受付印を押印した日とする。

4 乙は、法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号。（以下「指針告示」という。））に従い、善良なる管理者の注意義務をもって、構造計算適合性判定受付書（前項の写しを含む。以下同じ。）に定められた建築物（以下「対象建築物」という。）の計画に係る構造計算適合性判定（以下単に「判定」という。）の業務を行い、甲に対し、規程第9条第6項に規定する特定構造計算基準等に適合する場合は適合判定通知書を、適合しない場合は適合しない旨の通知書を、次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに交付しなければならない。

5 乙は、甲から判定の結果及び方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

6 甲は、別に定めた地方独立行政法人北海道立総合研究機構諸料金規程に基づき算定され、構造計算適合性判定受付書に記載された額の手数料（以下「判定手数料」という。）を、第3条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。

7 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）の定めるところによる。

(業務期日)

第2条 乙は、規程第7条に規定する判定申請図書等及び判定申出書（規程第8条第2項の規定により乙が甲に補正を求めた場合にあつては、補正後の判定申請図書等及び判定申出書。）が乙に到達した日から14日間以内に規程第13条に規定する適合判定通知書若しくは適合しない旨の通知書を甲に交付しなければならない。

2 乙が甲に第1項に規定する日までに期間を延長する旨の通知書（規程第14条第2項に規定する通知書をいう。）を交付した場合は、35日を限度として乙の業務期日を当該通知書に記載された日数分延

期する。（法第20条第1項第二号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）

- 3 規程第9条第6項の規定により、乙が甲に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書を交付した場合は、交付した日から規程第9条第7項の補正された判定申請図書等又は当該不明確な点を説明するための書類（以下「追加説明書」という。）が乙に到達した日までの日数を、第1項の期間及び第4項の延長された期間に含めないものとする。
- 4 乙は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、輸送機関の事故その他の不可抗力により、第1項及び前項に定める業務期日までに前条第3項の適合判定通知書又は適合しない旨の通知書を交付することができない場合は、甲に対して、その理由を明示のうえ、必要と認められる日数分業務期日の延期することができる。
- 5 前2項の場合、乙が業務期日を延期したことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責に任じないものとする。
- 6 第1項の交付は、判定手数料の支払いを確認し行うものとする。ただし、判定手数料の支払期日を別に定めた場合はこの限りでない。

（支払期日）

第3条 甲の支払期日は、請求の日から20日とする。

- 2 乙は、甲が前項の期日までに手数料を支払わないときは、甲に対し、手数料額に年3.0パーセントの割合（年あたりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額を遅延損害金として請求することができる。

（甲の義務）

第4条 甲が乙に提出する判定申請図書等の記載事項は、対象建築物の建築確認を行う建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）に提出する確認申請書若しくは施行規則第8条の2第1項により準用する計画通知書、意匠図、構造図及び構造計算書（以下「確認申請図書等」という。）の記載事項と整合させなければならない。

- 2 甲は、乙又は対象建築物の建築確認を行う建築主事等の指摘を受け判定申請図書等又は確認申請図書等の訂正、修正等を行った場合は、両方の図書等に不整合が生じないように確認し、すみやかに訂正、修正等を行った図書等を乙と対象建築物の建築確認を行う建築主事等に提出しなければならない。
- 3 甲は、乙の請求があるときは、乙の判定業務遂行に必要な範囲内において、当該判定の申請等に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 4 乙が判定に係る審査の実施において、当該判定の申請等に係る構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない場合に、適合するかどうかを決定できない旨の通知書により、甲に対してその旨及びその理由を通知したときは、甲は、遅滞なく必要な措置を講じなければならない。
- 5 前項の場合において、判定申請図書等に不備（甲が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合又は判定申請図書等の記載事項に不明確な点がある場合で、乙が甲に対して期限を定めて当該判定申請書等の補正又は追加説明書を求めたときは、甲は定められた期限までに遅滞なく補正又は追加説明書の提出を行わなければならない。
- 6 甲は、第1項から第4項までの場合において、対象建築物の建築確認を行う建築主事等の協力を得よう努めるものとする。

(乙の債務不履行責任)

第5条 甲は、乙がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、甲に損害が生じたときは、乙に対し、その賠償を請求することができる。ただし、乙がその責に帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

(甲の債務不履行責任)

第6条 乙は、甲がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その賠償を請求することができる。ただし、甲がその責に帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

(判定の結果に対する乙の責任)

第7条 甲は、第5条の定めに係わらず、第1条第4項の交付を受けた後において判定の判断に誤りが発見されたときは、乙に対して、追完及び損害賠償を請求することができる。ただし、その誤りが次の各号の一に該当することに基づくものであることを乙が証明したときは、この限りではない。

(1) 甲の提出図書又は書類に虚偽の記載があったことその他甲の責めに帰すべき理由

(2) 業務を行った時点の技術水準からして予見が困難であったこと

(3) 前各号のほか、乙の責に帰すことができない事由

2 前項の請求は、第1条第4項の交付があった日から5年以内に行わなければならない。

3 甲は、第1条第4項の交付の際に判定の判断に誤りがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を第1条第4項の交付の日から6ヶ月以内に乙に通知しなければ、追完及び損害賠償を請求することはできない。ただし、乙がその誤りがあることを知っていたときは、この限りでない。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙がその責に帰すべき事由により、第2条に定める業務期日までに第1条第4項の交付をしないとき

(2) 乙がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、甲が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき

(3) 前各号のほか、乙の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でない認められるとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙が第1条第3項の交付をするまでの間、いつでも乙に書面をもって判定の求めを取り下げる旨の通知をすることでこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第9条 乙は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、判定手数料を第3条に定める支払期日までに支払わない場合

(2) 第4条第5項に掲げる場合において、定められた期限までに補正された判定申請図書等又は追加説明書が提出されないとき

(3) 甲がその責めに帰すべき事由によりこの契約に違反し、乙が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき

(4) 前各号のほか、甲の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき

2 前項の契約解除の場合、乙は、判定手数料が未だ支払われていないときは、これの支払いを甲に請求することができる。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(秘密保持)

第10条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は盗用してはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。ただし、対象建築物の建築確認を行う建築主事等に対して、規程第9条第9項並びに第12項又は第13条第5項の通知を行う場合、その他円滑な判定業務の遂行に必要な場合においてはこの限りでない。

(判定申請等の取下げ)

第11条 第1条第4項の交付前に、甲が対象建築物の計画を変更する場合、甲は当該判定の申請又は通知を取り下げなければならない。

2 前項の申請又は通知の取り下げがなされた場合は、第8条第2項の契約解除があったものとする。

(別途協議)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙真義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

(準拠法と紛争の解決)

第13条 この契約は、日本国法に準拠するものとする。

2 この契約に関する一切の紛争に関しては、札幌地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(附則) (平成22年4月1日)

この約款は、平成22年4月1日から施行する。

(附則) (平成27年5月19日)

- 1 この約款は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 この約款の施行の日前に、建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）による改正前の建築基準法（以下「旧法」という。）第6条第1項、第6条の2第1項の規定による確認の申請又は旧法第18条第2項の規定による通知がされている建築物については、なお、従前の例による。

（附則）（令和2年3月31日）

- 1 この約款は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この約款の施行の日前に、建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）による改正前の建築基準法（以下「旧法」という。）第6条第1項、第6条の2第1項の規定による確認の申請又は旧法第18条第2項の規定による通知がされている建築物については、なお、従前の例による。